

兵庫県公式オンラインショップに係る開設・運営業務 企画提案募集要項

1 趣旨

兵庫県では、特産品の販路拡大と情報発信を行うとともに、地域の食文化や名産品、地場産品など地域ブランドや地域イメージの強化による観光振興を促進している。

物産販売におけるEC市場規模の拡大を踏まえ、県産品のオンライン販売機能強化及び販路拡大を図るため、兵庫の魅力を発信し、県産品の販売増を目的としたオンラインショップを開設する「兵庫県公式オンラインショップに係る開設・運営業務」（以下「業務」という。）を委託する者を選定するための企画提案を募集する。

2 業務委託の対象者

業務を委託するための企画提案コンペ（以下「コンペ」という。）に応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。
- (3) 業務の実施に当たり、兵庫県との打合せ等に適切に対応することができること。
- (4) 次のいずれかに該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者
 - イ 応募図書（5(3)に掲げる書類をいう。以下同じ。）の受付期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
 - エ 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
 - カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

3 業務要件

業務委託仕様書に沿ってコンペに応募する者自らが企画する業務であって、県が委託する業務として公序良俗に反するものでないこと。

4 事業費

10,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 商品販売に伴う売り上げは、受託者の収入とする。また、委託料はサイト構築費に係る費用に加え、人件費、広告費、説明会開催費その他公式オンラインショップの開催・運営に係る一切の費用を含む。

5 応募手続き

- (1) 受付期間
令和7年6月30日（月）から令和7年7月18日（金）17時必着
ただし、土日、祝日を除く平日の9時から17時まで
- (2) 提出方法
事務局宛に持参、郵送（書留）または電子メールとする。

※ 本コンペに参加意思がある場合は、7月11日（金）17時まで電子メールにより事務局まで連絡のこと（ただし、メールのタイトルに「【応募参加】「兵庫県公式オンラインショップに係る開設・運營業務」と明記すること）。

(3) 書類の作成及び提出

この実施要項に基づく下記の書類（応募図書）を提出すること。

提出書類	様式	部数※1
応募申請書	様式第1号	8部
提案者概要	様式第2号	8部
業務概要	任意様式	8部
企画提案書	任意様式	8部
誓約書	様式第3号	1部
経費積算見積書 収入と支出を分けて、全体事業費を記載すること。収入については、県委託料と県委託料以外を分けて記載すること。	様式第4号	8部
その他提案内容を説明する書類	任意様式	8部
会社概要が分かるパンフレット等	—	1部
納税証明書（提出の日において発行から3か月以内のもの）※2 兵庫県税（個人県民税及び地方消費税を除く）に係る徴収金（延滞金等の附帯金を含む）の滞納がないことを証する納税証明書（納税証明書(3)） ※ 本県での課税実績がない場合、納税証明書の添付に代えて誓約書を提出すること。	—	1部

※1 持参または郵送（書留）による提出の場合

※2 メールによる提出の場合、納税証明書は写しの提出でかまわないが、契約締結時に原本の提出を求める

(4) 費用負担

応募図書の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。

(5) 応募図書の著作権

応募図書の著作権は、応募者に帰属する。

(6) 応募図書の取扱い

応募図書は、審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。

6 実施要項の内容に関する質問及び回答

(1) 受付期間

令和7年6月30日（金）～令和7年7月11日（金）17時まで

(2) 提出方法

質問票（任意様式）を、電子メールにより事務局に提出すること。

なお、提出後、電話などにより到着を確認すること。

(3) 質問に対する回答

質問への回答は、原則参加申込者全員へ連絡する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(4) その他

- ① 審査基準に関する問い合わせは受け付けない。
- ② 電子メールのタイトルに「【質問】「兵庫県公式オンラインショップに係る開設・運営業務企画提案」と明記すること。

7 審査

(1) 審査の方法

審査委員会を設置し、以下の項目について審査の上、業務を委託する者を選定する。
なお、提出された企画書等及びプロポーザル参加者からのプレゼンテーションにより審査する。

ア 企画構成 企画等のアイデア、業務の実施方法の妥当性等

イ 実施体制 業務の実施の体制、ノウハウ及び実績、関係団体等との協力関係の見込み等

ウ その他 その他業務を遂行するに当たっての創意工夫等

(2) 審査の結果の連絡

審査の結果は、事務局から応募者全員に文書で通知する。

(3) その他

審査にあたっては、審査員の評価点数の平均が6割を下回り、本事業に適合しないと判断された場合は、受託事業者として選定しない。応募者が1者であっても同様の扱いとする。

8 業務の内容等

(1) 県は、業務を委託する者として選定されたもの（以下「選定業務者」という。）と提案業務の実施方法等その内容について、協議し、調整を行う。この協議・調整において、県と選定業務者双方で確認の上、提案業務の内容を修正し、又は変更することがある。

(2) 選定業務者は、(1)の協議・調整をした業務の内容を記載した業務計画書及び業務の実績を記載した実績報告書を県に提出すること。なお、業務の実施に当たっては、業務計画書、委託契約書及び業務委託仕様書に従うこと。

(3) 選定業務者が委託契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払を停止し、又は選定業務者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。

(4) 選定業務者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を業務終了後5年間保存すること。

9 事務局

兵庫県産業労働部観光局観光振興課観光企画班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 078-362-3871（直通） ファックス 078-362-4275

電子メール kankoushinkou@pref.hyogo.lg.jp